



行田市地域コミュニティ多世代間交流 事業補助金の手引書

第1版

●目次

地域コミュニティ多世代間交流補助事業について	1
補助の対象となるイベント	1
補助の対象とならないイベント	2
対象経費・対象外経費の例	3
補助金の申請から実績報告までの流れ	4
よくある質問	5

●地域コミュニティ多世代間交流補助事業について

地域コミュニティの活性化や多世代間交流の促進を目的として、単位自治会及びその他の団体が協働で実施するイベントに要する経費の一部を補助します。

・補助対象団体

- ① 2以上の自治会で構成する団体
- ② 1以上の自治会及び1以上の市内で活動する団体

※FAQ Q4参照

・補助対象経費：事業に対する直接経費

(1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り下げる)

・限度額：1事業に対して10万円

(別事業であれば同一団体であっても、申請回数について制限は行わない)

●補助の対象となるイベント

コロナ禍以後、単位自治会及びその他の団体が協働で実施し、その区域内の全世帯を参加対象者とする手づくりのイベントで、次のいずれかの区分に該当する

・イベント例

- ①行田市内全域又は市内の特定の地域における地域住民及び多世代間の交流を促進し、地域を活性化させる特色ある事業

②地域交流及び多世代交流又は多文化交流につながる取組を実施する事業であって、持続可能な地域コミュニティづくりを目的とした事業

●補助の対象とならないイベント

- ・ 区域内の全世帯を対象としていないイベント
- ・ この補助金以外の補助金や補助金を受けているイベント

イベントにかかる同一の支出に対して、2つ以上の市などの制度から補助を受けることはできません。

- ・ 既存事業として実施されているイベント

コロナ禍以前から実施されていたイベントで長年にわたって実施されていた既存のイベントについては、対象外となる。例として夏祭り、納涼祭、運動会など

- ・ 政治又は宗教活動を目的とするイベント
- ・ 営利を目的とするイベント
- ・ 本制度の趣旨に沿わないと判断されるイベント

●対象経費・対象外経費の例

・対象経費の例

項目		補助対象経費
1 需用費	消耗品費	補助対象事業実施に必要な事務用品、消耗品（単価10万円未満）等の購入費
	印刷製本費	広報物（チラシ、ポスター、資料、マップ等）の作成、補助対象事業に関する資料等のコピー代等
	原材料費	補助対象事業実施に必要な原材料、食料、食材等の仕入れ又は購入に係る費用
2	役務費	郵便切手、はがき代等 活動参加者に対するイベント保険等 物品等の運搬費用
3	報償費	講師、指導者、協力者等への謝金
4	使用料及び賃借料	会議室、機材、機材運搬に使用する車両等の使用料及び賃借料
5	その他	補助対象事業の実施に直接要する経費として 市長が必要と認めるもの

・対象外経費の例

- ① 交際費、慶弔費、懇親会費等
- ② 補助対象事業と直接関係のない視察旅費、研修費、食糧費等
- ③ 客観的に公益性に欠ける経費
- ④ 国、県その他の関係機関から補助対象事業が重複する同様の補助金等の交付を受けている経費

補助金交付までの流れ

STEP
01



お問い合わせ

補助金についてのご質問やご相談は、
担当までお気軽にご連絡ください。

STEP
02



補助金の申請書の提出

概ね1か月前を目安に

STEP
03



補助金交付決定書の送付

交付決定後に事業の実施が可能になります。

STEP
04



補助金実績報告書・請求書の提出

事業実施1か月以内に提出してください。

STEP
05



補助金の交付

補助金請求から1か月程度を目安に補助金を振り込みます。

行田市地域コミュニティ多世代間交流事業補助金 FAQ

Q1: この補助金の目的は何ですか？

A1: 本補助金は、少子高齢化や社会構造の変化により地域コミュニケーションが希薄化している状況を改善し、地域コミュニティの活性化や多世代間交流の促進を目的としています。

Q2: 補助金の申請はだれができますか？

A2: 補助金の申請は事業実施団体の内、イベントを実施した単位自治会（1自治会）が代表して補助金の申請ができます。

Q3: どのような事業に対して補助金ができますか？

A3:

- ① 行田市内全域又は市内の特定の地域における地域住民及び多世代間の交流を促進し、地域を活性化させる特色ある事業
- ② 地域交流及び多世代交流又は多文化交流につながる取組を実施する事業であって、持続可能な地域コミュニティづくりを目的とした事業

Q4: どのような団体が事業の実施主体であればいいですか？

A4: 補助金の対象となる事業実施主体は、以下のような団体となりますが、

対象団体になるかどうかについては、直接お問い合わせください。

- ・ 2以上の自治会で構成する団体
- ・ 1以上の自治会及び1以上のNPO法人、登録団体又は有志による団体で構成する団体

Q5: 有志による団体はどのような団体が含まれますか？

A5: 公民館などで有志が集まり地域でクラブ活動等を行う任意団体などが含まれます。また、教育機関や民間企業などと協賛して実施する場合も対象となります。対象となるかについては、事前にお問い合わせください。

Q6: なぜ、自治会単独や団体単独では対象にならないのですか？

A6: 単位自治会ごとでは、イベントや事業に対する役員の負担が増してしまうこと、また、マンネリ化したイベントや特定の住民にしか効果が見込まれないことも想定されることから単位自治会、団体での事業に対しては対象外となります。また、自治会間の交流の機会を作ってもらうことで、これまで交流が少なかった住民同士が顔を合わせ、関係性を構築できるほか、地域内で連携が強化され、自治会や団体運営が円滑になることも期待しています。

Q7: 対象となる事業は具体的にどのようなものが対象になりますか？

A7: コロナ禍を経て、社会の仕組みや価値観が変わった状況化で、ポストコ

ロナとして地域活性化、多世代間交流による地域コミュニティの再構築のため、既存事業ではなく、新たな社会・経済活動を支援するため新しい枠組みや、新たな取組に対する事業が補助対象となります。

一例として以下のとおりです。対象になるかどうかは事前にお問い合わせください。

1. 地域のコミュニティイベント

季節ごとの地域の文化イベントで、子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒に楽しめるイベント。例として、ハロウィン、餅つき大会など

2. 世代間のスキル交換活動

高齢者が若者にお囃子などの伝統的な芸能や郷土料理を教える活動など。

3. 多世代交流型のイベント

世代間が気軽に集まれる施設における、普段交流のない世代が自然な形で交流できるイベント。

4. 農業や地域活動のイベント

地域の「体験農園」で野菜の収穫を通じて、若い世代と高齢者が共同で実施できる、地域の環境保全活動を行うなどのイベント。例として、収穫祭など

5. 教育支援や学び場の提供

高齢者が昔の歴史や文化を子どもたちに教える場を設ける、または若い世代が高齢者に IT や趣味の学びを支援する場をつくるイベント。

6. 多文化共生事業

新たに実施される地域住民と外国人住民が気軽に参加できるイベント。

Q8: 既存事業の事業は補助の対象となりますか？

A8: 既存事業の内、ポストコロナとして、コミュニティ活動の再編や地域の活性化を取り戻す活動に対して、コロナ禍以後に開始された事業については、経過措置として5年間は補助の対象となります。

Q9: 対象となる経費は何ですか？

A9: 事業に直接関わる以下の項目の費用が対象となります。

- 消耗品費（事務用品、チラシ印刷等）
- 郵送料、運搬費、イベント保険代
- 講師謝金
- 使用料・賃借料（会議室や機材など）
- 市長が認めたその他の経費

Q10: 対象外となる経費は何ですか？

A10: 各イベントに係る経費以外のものは対象外です。具体的にはイベント主催者側の飲食代など直接関係のない経費やお祝い金などの配布をするためだけの経費も対象外です。

Q11: 補助金額の上限はどれくらいですか？

A11: 1つの事業につき10万円が上限となります。

Q12: 補助金の制限はありますか？

A12: 同一団体や事業数に対しての制限はありませんが、次のような例など、対象外事業となる場合がございますので事前に相談してください。

○対象外事業の例

- ・定期的に団体の活動として開催されている事業。
- ・同じ団体が実施する内容が同一の事業
- ・団体会員のみ参加に限られてしまうなど対象が限定される事業
など

Q13: 他の補助金と併用することはできますか？

A13: 他の市補助金など同一事業において、複数の補助金を活用している取組は対象外となります。

Q14: 補助金申請に関するスケジュールはどのようになっていますか？

A14: P4を参考に手続きを進めてください。

注意点として、交付決定前に事業を実施したものについて補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

Q15: 補助金の支払先は指定できますか？

A15: 補助金の支払い先は、事業実施団体の口座に対して届出により 1 事業に対して 1 口座指定できます。

Q16: 補助金の申請に必要な書類はどこで確認できますか？

A16: 市 HP に掲載しているほか、地域活動推進課窓口までお問い合わせください。